



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発信者：株式会社ユアーズブレン 広島市国泰寺町 1-3-29MR Rデルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発信者)から無料で提供させて頂いております◆

## 高齢者の地域社会への参加などを調査

～政府

政府は6月14日、2022年版の「高齢社会白書」を閣議決定した。今年の白書では、昨年12月に実施した「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」結果の一部を紹介している(65歳以上の男女計2,049人の回答を集計)。

日常生活における近所の人との付き合い方について聞いたところ(複数回答)、82.8%が「会えば挨拶をする」、57.3%が「外でちょっと立ち話をする」と回答した。近所付き合いと生きがいの関係については、「趣味をともにする」と回答した人の33.2%、「お茶や食事を一緒にする」と回答した人の30.4%、「外でちょっと立ち話をする」と回答した人の26.2%が、生きがいを「十分感じている」と回答し、いずれもこうした付き合いをしていない人に比べて高い傾向があった。

情報機器の利用内容については(複数回答)、「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」が最も多く(23.7%)、次いで「SNS(Facebook、Twitter、LINE、Instagramなど)を利用する」(13.1%)、「パソコンの電子メールで家族・友人などと連絡をとる」(12.2%)の順だった。一方、「情報機器を使わない」と回答した人は17.0%で、特に75歳以上の人の割合が高かった。情報機器の利用と生きがいについては、生きがいを「十分感じている」と回答した人の割合は「情報機器を使わない」と回答した人が10.3%であるのに対し、「パソコンの電子メールで家族・友人などと連絡をとる」「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」「SNS(Facebook、Twitter、LINE、Instagramなど)を利用する」と回答した人ではいずれも3割を超えている。

過去1年間の社会活動への参加については(複数回答)、活動に参加した人は51.6%。内容は「健康・スポーツ(体操、歩こう会、ゲートボール等)」(27.7%)、「趣味(俳句、詩吟、陶芸等)」(14.8%)などとなっている。これについても、社

会活動に参加した人のほうが参加していない人よりも、生きがいを「十分感じている」と回答した割合が高かった。

## 定時社員総会を開催 特別記念講演等を実施

### ～一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会は6月22日、定時社員総会を開催した。今年4月の名称変更後（旧称：一般社団法人24時間在宅ケア研究会）、初の開催となる総会に約40人が出席。新理事選任等を決議し、24時間・365日介護サービスを提供できる定期巡回・随時対応サービスをさらに推進し、地域包括ケアの基盤づくりに努めることを改めて確認した。

総会に合わせて、特別記念講演「定期巡回・随時対応サービスに関わる施策等について」が行われた。講師を務めた厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課課長補佐の佐藤敏彦氏は、▽定期巡回・随時対応型訪問介護看護の現況等、▽介護職員処遇改善支援補助金および令和4年度介護報酬改定の概要、▽訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるLIFE（科学的介護情報システム）の活用可能性の検証に関する調査研究について、▽介護現場におけるハラスメント対策について——をテーマに、国の施策の動向を説明した。

また、津金澤寛理事が、自ら委員として携わった2021年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」の結果報告と考察などを行った。

## 障害者総合支援法改正法 見直しの方向性をとりまとめ

### ～厚生労働省

社会保障審議会障害者部会は6月13日、新たなサービス類型として、就労アセスメントに特化した就労系サービス創設や一人暮らし支援向けのグループホーム創設の検討などを盛り込んだ報告書「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」を取りまとめた。また「高齢の障害者に対する支援」では、障害福祉制度と同様のサービスを介護保険サービスで利用できる場合に、介護保険を利用するという「介護保険優先の原則」の運用に言及。この原則について「一律に優先されるものではなく、個別の状況を丁寧に勘案し、必要とされている支援が受けられることが重要」との考え方を改めて示した。そのうえで、市町村によって運用状況に差があるとの指摘を踏まえ、優先原則の考え方は維持するとしつつも、65歳を超えた障害者が必要な支援を受けることができるよう、市町村ごとの運用状況の差をできる限りなくし、より適切な運用がなされるよう、まずは留意すべき具体例を示すことを提言した。ただ、具体例を示すことで、かえって例示されていない障害福祉サービスの利用が一律に認められないといった不適切な運用につながるよう、自治体への周知に当たっては注意が必要としている。報告書ではそのほか、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスも行う共生型サービスや、65歳に達した障害者が介護保険サービスを使う場合に利用できる「新高額障害福祉サービス等給付費」の周知をさらに徹底するよう求めている。

## 非常時等に活用する燃料備蓄への補助申請を受け付け中

～厚生労働省・資源エネルギー庁

厚生労働省は6月10日、資源エネルギー庁から周知依頼がきた「社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄事業」について介護関連団体に事務連絡した。これは、災害時等に電力・ガスの供給が途絶した場合でも施設の機能を維持することが必要な医療・社会福祉施設や避難所等の社会的重要インフラ施設を対象に、設備を稼働するための燃料を「自衛的燃料備蓄」として確保できるようにするため、石油製品タンクやLPガスタンクなどの購入・設置費用の一部を補助するもの。

①石油製品タンク（既に発電機または燃焼機器を所有している場合）、②石油製品タンク＋発電機、③石油製品タンク＋燃焼機器（災害時のみ使用するもの）、④石油製品タンク＋発電機＋燃焼機器（燃焼機器は災害時のみ使用するもの）、⑤LPガスを貯蔵する容器と供給設備、⑥上記⑤＋補助対象LPガス設備（⑦を除く）、⑦上記⑤＋発電機（コジェネレーション含む）＋空調機器——が補助の対象設備となる。補助上限額は1,000～5,000万円で、補助率は設置主体によって異なる。燃焼機器とは調理・炊飯に供する機器や暖房機器のことで、災害時のみに使用するものが対象。発電機のみ、燃焼機器のみの設置は補助対象外。石油製品タンクは設置する施設の3日分以上の容量が必要となる。

なお、石油製品タンクを使用するものについては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における非常用自家発電設備整備の補助を受けている場合は、補助対象経費が重複していないかの確認が必要。「病院・老人ホーム等」「公的避難所」は2021年度補正予算で、「一時避難所となり得るような施設等」は2022年度予算で申請する。どちらも申請受付期間は6月30日（木）まで。

## 介護現場でのテクノロジー活用の推進を訴える

～自民党ケアテック活用推進議員連盟

自民党ケアテック活用推進議員連盟は6月10日、第4回会議を開催した。同議連は介護現場における介護ロボットなどのICT活用法や、その導入の推進策などについて議論している。この日は、一般社団法人日本介護支援専門員協会の柴口里則会長と一般社団法人日本ケアテック協会の鹿野佑介代表理事が、ヒアリングに招かれた。

柴口氏は、ケアマネ業務でもICT化が進んでいることを踏まえ、テクノロジーの活用が利用者の自立支援に不可欠であると強調。安心・安全なシステム開発やIoTを用いた多職種連携などが求められているとした。鹿野氏は、テクノロジーの活用が効率性の文脈でばかり話されている点に懸念を示すとともに、社会インフラとして介護現場でテクノロジーの活用を推進するために、保険収載などを含め実装化に向けて働きかけてほしいと、参加する議員らに呼びかけた。

## 報酬改定の基礎資料となる調査への協力を依頼

～厚生労働省

厚生労働省は6月8日、都道府県・市町村に向けて「令和4年度介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)」への協力依頼を事務連絡した(介護保険最新情報Vol.1081)。

同調査は介護サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に実施されている。社会保障審議会介護給付費分科会等の議論の基礎資料として活用される重要なものであると強調し、より多くの回答を得て結果精度を高める観点からも、介護サービス施設・事業所に対して回答に協力するよう求めている。

対象となる介護保険施設・事業所には5月以降に調査票(依頼文)が郵送されており、郵送またはインターネットで回答できる。提出期限は郵送は7月7日(木)、インターネットは同14日(木)。

## 新型コロナウイルス感染者のスムーズな退院を促進

～厚生労働省

厚生労働省は6月7日、新型コロナウイルス感染症の退院患者の介護施設における適切な受け入れに関して事務連絡した。これまでも「退院患者の介護施設における適切な受入等について(一部改正)」(2021年3月5日付厚労省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等において、その促進を図るための留意点等を示してきた。

今回、新たに求められたことは、退院患者の受け入れに協力する介護老人保健施設に関する医療機関への情報提供の取り組み。新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして退院した患者を、介護施設で円滑に受け入れるうえでは、退院元の医療機関が受け入れ可能な介護施設を把握し、受け入れ調整を行えることが大切であると指摘している。公益社団法人全国老人保健施設協会等はこのほど、会員施設への調査を行い、退院基準を満たした要介護高齢者の受け入れに協力する介護老人保健施設の施設名を、都道府県を通じて医療機関に公表することが可能とする施設の情報を取りまとめた。この情報を活用することでスムーズな受け入れが進むことが期待できることから、各都道府県の介護保険担当主管部局に対しては、同協会の各都道府県支部から協力施設の情報を入手し、各地域の医療機関に提供し、受け入れの促進を図るよう依頼している。また、その実施状況について、6月中に厚労省に報告することも求めている。

上記に合わせて、医療機関に対しては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や退院患者の感染の状況等について、患者が退院する先の介護施設に事前に情報提供することの周知徹底等も依頼している。